

事務局規程

NPO法人
フードバンクネット西埼玉

事務局規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンクネット西埼玉（以下「この法人」という。）の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組織

(事務局)

第2条 事務局は、総務、企画広報、事業等必要な業務全てを運営する。

第3章 職制

(職員等)

第3条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

事務局長は代表理事が兼任することができる。

2 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

第4章 職責

(職員の職務)

第4条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。

事務局長は、理事会の命を受けて、事務局の事務を統括する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、代表理事が行う。

2 職員の職務は、代表理事が指定する。

第5章 事務処理

(事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、事務局長が立案し、理事会の決裁を受けて施行する。

(規格外の対応)

第7条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

(細則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改 廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2023年7月1日から施行する。